

第1節 施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

〔総務課、住民防災課、ほけん課、福祉課、産業振興課、建設課、上下水道課、教育委員会、防災関係機関〕

第1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画

(11) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び財政計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、県知事の報告その他町が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成

- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の財政援助及び助成

第3 激甚災害の指定

激甚災害に関する調査及び指定については、県が激甚法に定める事項に関して速やかに調査し、国に対して指定を要請するものであるが、町においては、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとし、速やかに指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

第4 災害復旧事業の実施

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講じるものとする。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

第2節 被災地の生活安定

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕し、町全体が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講じるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

[住民防災課、ほけん課、福祉課、税務課、産業振興課、社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部、国見郵便局、商工会]

第1 義援金の配分

1 義援金の受入れ配分

県、日本赤十字社福島県支部、県共同募金会等を通して町に寄託された義援金は、町、町社会福祉協議会及び関係団体により、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

2 配分計画

被災地区、被災人員及び世帯数、被災状況を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流失世帯又はこれに準じるもの）、人的被害とする。

3 迅速、透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保するものとする。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

ア 町長は、町営住宅の一時使用に関する計画の立案と実施について行うものとする。

イ 町は、平時において、あらかじめ災害時に一時使用が可能な町営住宅の把握に努めるものとする。

ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第2項第4号による目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法等

ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

- (イ) 居住する住宅がない者であること。
- (ウ) 生活保護法の被保護者もしくは要保護者。
- (エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。
- (オ) これらに準じる者であること。

イ 一時使用対象者の選定

- (ア) 町長は、町営住宅の一時使用者の選定を行うものとする。
- (イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、次の事項に留意し定めるものとする。ただし、町営及び県営の公営住宅等が提供される場合は、それぞれを所管する町、県が協議の上、統一の条件を定めるものとする。

- (ア) 一時使用の期間
- (イ) 家賃及び敷金の負担者
- (ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- (エ) 退去時の修繕義務

その他は、町住宅条例等を準用する。

エ 一時使用させる住宅の戸数

- (ア) 一時使用させる戸数は、町営住宅の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。
- (イ) 町は、町営住宅の提供では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県に公営住宅等の提供を依頼するものとする。
- (ウ) 前項の依頼を受けた場合、市町村は自らの公営住宅等に、県は、被災地内又はその周辺市町村内の県営の公営住宅等に、被災者を受入れることのできる住宅がある場合は、それぞれの長の承認を受け被災者に提供するものとする。

2 職業のあっせん等

町は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、必要に応じ、相談窓口等を設けて離職者の状況を把握し、公共職業安定所に報告し、離職者の早期再就職のあっせん等の協力を行うものとする。

3 租税の徴収猶予等の措置

町は、被災者の納付すべき町民税、固定資産税について、町税条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を被害の状況に応じて実施するものとする。

4 郵便関係措置

災害が発生した場合において、郵便会社は、その被害状況並びに被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかわる災害特別事務取扱い

等を実施する。

- (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- 5 生活必需品等の安定供給の確保

町は、町商工会及び関係機関と協力し、生活必需品等の安定供給の確保を図る。

また、生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、県、事業者団体等に対し、必要に応じ協力要請を行う。

第3 災害弔慰金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、死亡した町民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

- 1 対象災害
 - (1) 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
 - (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
 - (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
 - (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- 2 死亡時において、生計を維持していた場合 500万円、その他の者の場合 250万円を限度として支給する。

第4 被災者への融資

1 農林業関係

町は、県に対して、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林業者の再生産等に必要な資金が低利で融資され、農林業経営の維持・安定が図られるよう要請するものとする。

また、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、伊達みらい農業協同組合に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用することを要請するものとする。

- (1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等、災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講じる。
- (2) 貯金の払戻し及び中途解約に関する措置

ア 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した貯金者については、罹災証明書 の 呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金の払戻しの利便を図る。

イ 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定額貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応じる等の措置を講じる。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮する。

2 商工業関係

(1) 災害関係の中小企業への融資に関する措置

町は、町商工会と協力し、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融通が円滑に行われ、早期の経営安定が図られるよう、措置を講じる。

3 住宅関係

町は、住宅に被害を受けた町民に対し、住宅金融支援機構から低利で融資を受けるための認定業務及びあっせんを行い、罹災者の住宅再建を支援する。

4 福祉関係

(1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

町社会福祉協議会は、被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から、自立更生するのに必要な資金を融資するものとする。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。